

不利益処分に関する処分基準 個票

生活環境部 人権・男女共同参画課

不利益処分の内容	隣保館の原状回復に要した費用の支払
根拠法令等及び条項	栃木市隣保館条例第8条
根拠条項	栃木市隣保館条例第8条
参考事項	栃木市隣保館条例第4条及び第5条、栃木市隣保館条例施行規則第8条
設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 条件 施設等の利用が終わったとき、又は利用を停止され、若しくは利用の承認を取り消され、当該施設等の原状回復の義務を履行しないとき。</p> <p>2 処分内容 市長において原状回復に要した費用の負担。</p> <p>栃木市隣保館条例抜粋 (利用の制限)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、隣保館の利用を承認しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 隣保館の管理上支障があるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。</p> <p>(利用承認の取消し等)</p> <p>第5条 市長は、第3条第1項の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反し、又はそのおそれがあるときは、その利用を停止し、又は利用の承認を取り消すことができる。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第8条 利用者は、施設等の利用が終わったとき、又は第5条第1項の規定により利用を停止され、若しくは利用の承認を取り消されたときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。</p> <p>2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。</p> <p>栃木市隣保館条例施行規則抜粋 (遵守事項)</p> <p>第8条 利用者又は入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 施設、設備及び備品等を損傷してはならない。</p>

- (2) 利用の承認のない施設、設備及び備品等を利用しないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食、喫煙し、又は火気等を使用しないこと。
- (4) 利用後は、清掃、整頓し、火気の後始末を十分行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、隣保館の管理上必要な指示に反する行為をしないこと。